

川上市場(対権利者)と独占禁止法

2015年8月19日

学習院大学法学部

大久保直樹

お断り

- 公取委の今回の事件処理を論評するものではない。
- 公取委は、事件処理だけでなく、政策提言もしている。後者の話。

管理事業について画定できる市場

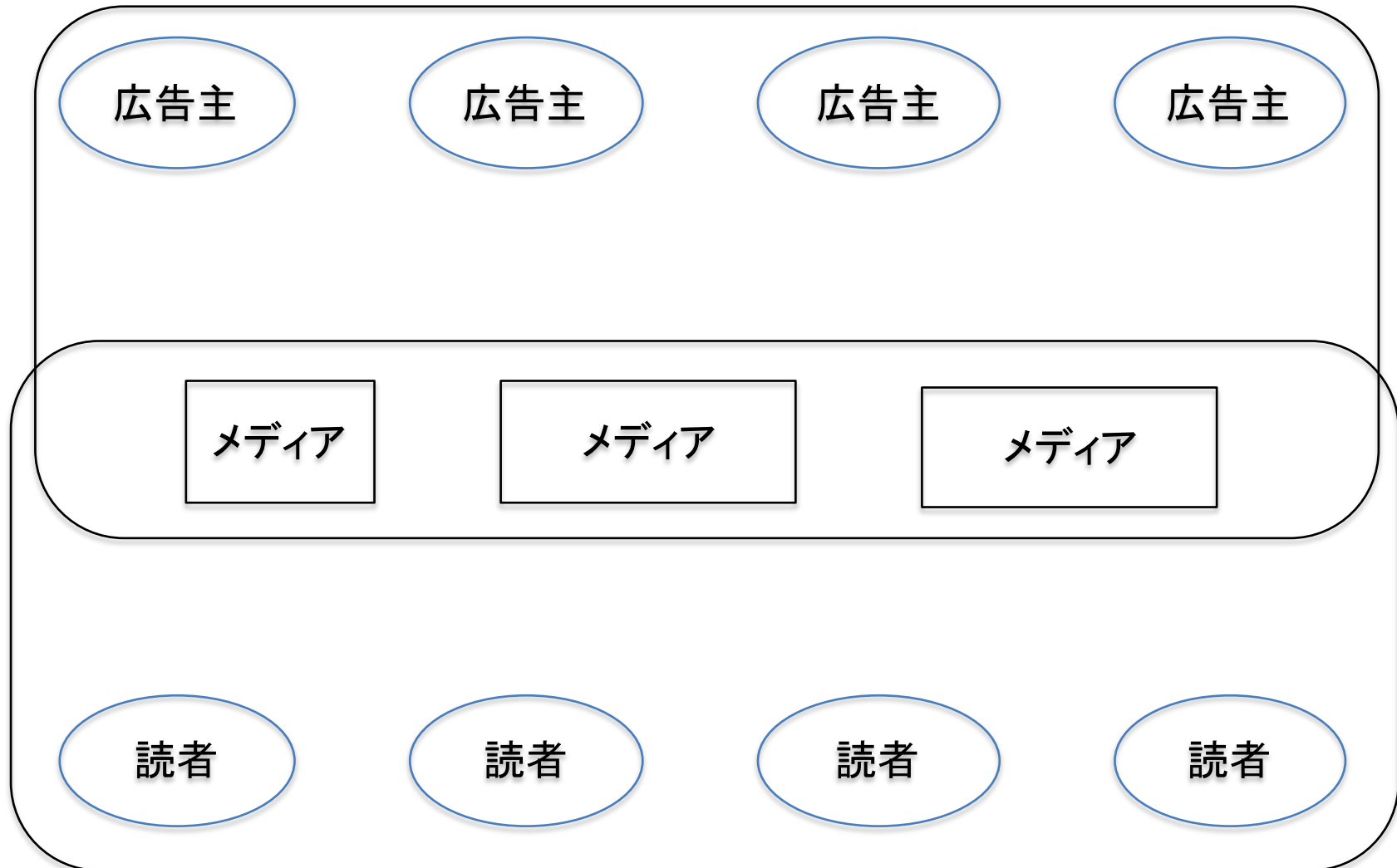


今回の事件で着目した市場(利用者＝放送局)

問題意識

- 事件をきっかけとして、川下市場（対放送局）における競争が確保されたとして、それで十分なのか？
- 目に見えるシェアは小さくても、潜在的な牽制力が十分に発揮されている可能性がある。

比較対象としてのマスメディア



良循環

- マスメディアは、
良い記事を提供する→読者の支持を得る→その読者に売り込もうと広告主が登場する→広告掲載費を資金として、さらに良い記事を提供する→.....
- 管理事業の川下市場と川上市場のあいだでも、良循環が働く？

悪循環

- 管理事業は、
利用者を獲得できなさそうな管理事業者に、権利の管理を委託する権利者はいないだろう、という意味で、悪循環は働きそう。

良循環が働かないならば、川上市場における競争を活発化させる方策はないか。

原則論

権利者が管理を委託してくれるよう創意工夫・自助努力をすべき。

郵政民営化関連法律の施行に伴う 郵便事業と競争政策上の問題点について (平成18年7月)

日本郵政公社のもつ郵便ネットワークを、宅配事業者や国際エクスプレス事業者に開放することが望ましい、と提言。

川上市場(対権利者)において

宅急便市場にとっての郵便ネットワークに相当するような, 川上市場(対権利者)における競争に必須のリソースをJASRACがもっているならば, その開放が望ましい, と言えるかもしれない。

疑問

- リソースの開放には、一定のコストがかかる。そこまでして、競争を活性化させるべきなのか？
- 各著作物同士の代替性が低いなら、せいぜい独占的事業者を複数誕生させるだけ。本判決は、代替性が高いことを前提としているが.....。